

第 4778 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月25日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

競馬の払戻金の判決

Q：競馬の払戻金の裁判はどうなりましたか？

A：馬券の払戻金は雑所得、はずれ馬券の必要経費を認めました。

【解説】

さきごろ、大阪地裁で競馬の払戻金の所得を申告せず、所得税法違反に問われていた元会社員に対する判決が下されました。

この裁判では、競馬の払戻金の所得が一時所得に該当するのかそれとも雑所得なのか、はずれ馬券の購入費用は必要経費になるのかなどが争点となっていました。

判決では、本件の馬券の購入行為は一般的なものとは違い、その回数、金額が極めて多数で多額で、その態様も機械的で網羅的であり、かつ、過去の競馬データの詳細な分析結果等に基く利益を得ることに特化したものであり、実際に多額の利益を生じさせている。として、本件馬券の購入行為は、恒常的に所得を生じさせるもので、所得の源泉性を有するものと認められることから、一時所得には該当せず、雑所得に該当すると判断されました。そして、必要経費については、はずれ馬券を含めた全馬券の購入費用が払戻金を得るために必要なものだったとして必要経費に該当するとしました。

また、所得税基本通達に競馬の払戻金が一時所得の例示として挙げられているが、この例示を根拠として画一的に一時所得として処理することは通達制定の趣旨に沿うものとはいえず、実質判断すべきとしました。

